

平成 28 年 7 月 21 日

株式会社 山陰合同銀行

## 「ごうぎん結婚・子育て資金贈与口座」の取扱開始について

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）では、平成 28 年 7 月 25 日（月）より「ごうぎん結婚・子育て資金贈与口座」の取扱を開始いたしますのでお知らせします。

「ごうぎん結婚・子育て資金贈与口座」は、平成 27 年度税制改正において創設された「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用商品です。父母様等（直系尊属である贈与者）からお子様等（受贈者）へ結婚・子育て資金を一括して贈与するにあたり、1,000 万円を上限として贈与税が非課税となる専用口座です。

本口座を通じて、お客様の大切な資産を大切なお子様等への未来にご活用することができます。

山陰合同銀行では、今後も魅力ある商品をお届けいたします。

記

### <商品概要>

商 品 名	ごうぎん結婚・子育て資金贈与口座
ご利用いただける方	直系尊属から結婚・子育て資金の贈与を受けた 20 歳以上 50 歳未満の個人
対象となる預金	普通預金（結婚・子育て資金管理特約を締結していただきます）
お預け入れ金額	1,000 万円以内 ※預金利息は預入限度額に含みません
お預け入れ期間	平成 28 年 7 月 25 日（月）～平成 31 年 3 月 29 日（金）
お預入方法	○お近くのごうぎん窓口でご入金ください。 ○贈与契約後 2 ヶ月以内にお預け入れください。
お引出し方法	○お近くのごうぎん窓口で、随時お引出しいただけます。 ○結婚・子育て資金の支払いを証明する領収書等（原本）を窓口にご提出ください。
口座管理手数料	無料
解 約	下記のいずれかの早い日に結婚・子育て資金管理特約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただけます。 ※ 通常の普通預金口座として引続きご利用いただくことはできません。 ①預金者（お子様等）が 50 歳になられた場合 ②預金者（お子様等）が亡くなられた場合 ③残高が 0 円となり、預金者（お子様等）から口座解約の申出があった場合 ④贈与者（父母様等）が亡くなられた場合
取 扱 店 舗	全店（代理店を含みます）
そ の 他	本口座は下記のお取引はご利用いただけません。 ・口座振替 ・振込入金 ・キャッシュカード ・インターネットバンキング

以 上